

事務連絡
令和2年6月12日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

ごみ処理作業時等における熱中症対策について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定基本的対処方針）において、廃棄物の処理業者（収集・運搬、処分等）その他の廃棄物の処理に関わる事業者が「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられているとおり、廃棄物処理業者には、十分に新型コロナウイルス感染症への感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。

6月に入り本格的な夏を迎えるにあたり、今年もすでに真夏日を記録する自治体が少なくないことから、日に日に熱中症のリスクが高まっております。特に、ごみ収集運搬作業時は、屋外で作業が行われますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク等の防護具や肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）を着用する場合には、例年以上に熱中症対策を徹底する必要があります。貴職におかれましては、下記について、貴管内市区町村に遺漏なく周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

1. 「新しい生活様式」における熱中症対策の周知及び徹底

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、引き続き、「3密（密集、密接、密閉）」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を一層推進していく必要がある。ごみ処理作業時において手袋、ゴーグル、マスク等の防護具や肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）を着用する場合、夏期の気温・湿度が高い環境では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、例年以上に熱中症対策を徹底する必要がある。

また、炎天下での屋外作業に限らず、屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まることから、その作業の内容の如何にかかわらず、また、その作業の内容に応じて、適宜、以下の熱中症対策を講じること（詳細については別添「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」（厚生労働省労働基準局作成）を参

照いただきたい)。

- ・WBGT（暑さ指数）を活用すること
- ・休憩場所を整備すること※
- ・計画的に、労働者が熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けること
- ・労働者に、のどの渇きを感じなくても水分・塩分を摂取させること
- ・労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を着用させること
- ・日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮すること
- ・熱中症を予防するための労働衛生教育を行うこと
- ・熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などすること

※…休憩中にマスクを外す場合には人と十分に距離を取ること

なお、市区町村においては、これらの熱中症対策の実施にあたり必要な人員配置や作業分担等を検討するとともに、実際に作業に従事している職員及び管内の許可業者及び委託業者に対し、これらの熱中症対策の実施を十分周知するとともに徹底いただきたい。

2. ごみ処理作業時等における熱中症対策に係る検討事項

市区町村においては、1. の対策をはじめとしたごみ処理作業における熱中症対策を十分に実施できるよう、身体的距離（2m以上）がとれる休憩場所の確保や、収集運搬車両の乗車中は換気を確保しつつエアコンの温度設定をこまめに調整することの徹底、作業従事者に熱中症対策に資する物資（クールベストやファン付き作業着等）を確保することなどを検討いただきたい。

特にごみ収集運搬作業時については、必要に応じて関係部局とも協力の上、「まちなかの暑さ対策ガイドライン」に示される暑さ対策技術を参照し、公共施設等を休憩場所として確保することについても検討をお願いしたい。

（参考）関連サイト

環境省：

熱中症予防情報サイト：各種普及啓発資料や暑さ指数（WBGT）

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

まちなかの暑さ対策ガイドライン改訂版

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/city_gline/city_guideline_full.pdf

厚生労働省：

職場における熱中症予防

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164083.html>

環境省・厚生労働省：

令和2年度の熱中症予防行動の留意点について

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html